

独立した第三者保証報告書

2024年7月22日

株式会社九州フィナンシャルグループ
代表取締役 笠原 慶久 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

業務責任者 喜多 和人

業務責任者 川崎 武史

保証の範囲

当監査法人は、株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「会社」）からの委嘱に基づき、会社が作成したウェブサイト「PRB（責任銀行原則）への取り組み」（以下、「WEB情報」という。）に含まれる、2023年4月1日から2024年3月31日までを対象とする、原則2.1～2.3、5.1に関する報告（以下、「PRB報告」という。）及び同PRB報告内における定量情報の一部（以下、「指標」という。）について、国際保証業務基準にて定義される限定的保証業務（以下、「保証業務」）を実施した。指標のうち、保証の対象とし、手続を実施した指標については、WEB情報の該当箇所にマーク（☑）が付されている。

会社が適用した規準

PRB報告は、会社が適用した国連環境計画・金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」という）の「PRB 報告・自己評価テンプレートにおける要求事項」に基づいて開示されており、指標は、WEB情報における「ESG投融资の定義」（以下、「規準」）に基づいて算定及び開示されている。

会社の責任

会社の経営者は、規準を選択し、その規準に基づきすべての重要な点において、PRB報告を作成し、指標を算定する責任がある。この責任には、不正や誤謬による重要な虚偽表示を防ぐための内部統制の確立と維持、適切な記録の保持、およびPRB報告と指標に関連する見積りを含む。

当監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が入手した証拠に基づいて、WEB情報内のPRB報告と指標に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、「国際保証業務基準3000（改訂）過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information）」（国際監査・保証基準審議会¹）、および2024年5月10日に会社と合意した保証契約書の委嘱条件に準拠し、限定的保証業務を実施した。当監査法人は、これらの基準等に基づき、手続を計画及び実施し、PRB報告と指標が規準に準拠して算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められるかどうかについての結論を表明する。

選択される手続の種類、時期、および範囲は、不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクの評価を含む当監査法人の判断によって異なる。

当監査法人が入手した証拠は、限定的保証の結論の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

当監査法人の独立性と品質管理

当監査法人は、「職業会計士に対する倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）」（国際会計士倫理基準審議会*2）に定める独立性を遵守し、この保証業務を実施するために必要な職業専門家としての能力と経験を有していることを確認している。

また、当監査法人は、「国際品質管理基準第1号 財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント（International Standard on Quality Management 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services engagements）」に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての規準並びに適用される法令および規則の遵守に関する方針と手続を含む、品質管理システムを設計、実施、運用している。

実施した手続

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当監査法人が行った限定的保証業務の保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証の水準よりも大幅に低い。当監査法人が実施する手続は、限定的保証業務の結論の根拠となる限られたレベルの保証を得るように設計されており、合理的保証業務を提供するために必要なすべての証拠を得るためのものではない。

さらに、当監査法人は会社の内部統制の有効性を考慮して手続の種類と範囲を決定しているが、内部統制についての保証を提供するものではない。当監査法人が実施した手続には、ITシステムによるデータの集計又は計算に関連する統制の評価や手続の実施は含まれていない。

限定的保証業務は、主に PRB 報告、指標や関連情報の責任者への質問、分析およびその他の適切な手続きによって構成される。

当監査法人が実施した手続には、以下を含んでいる。

- ・ 規準に関する質問及び適切性の評価
- ・ WEB情報内のPRB報告と指標に対する内部統制の整備状況に関する質問、資料の閲覧
- ・ WEB情報内のPRB報告と指標に対する分析的手続の実施
- ・ WEB情報内のPRB報告と指標に対する試査による根拠資料との照合、再計算

また、その他状況に応じて必要と判断した手続を実施した。

なお、PRB報告に対して当監査法人が実施した手続きは、UNEP FIが2022年11月に発行した「保証提供者向けガイダンス-報告に関する限定的保証の提供（バージョン2）（The Guidance for Assurance Providers: Providing Limited Assurance for Reporting (Version 2)）」に基づいている。

また、当監査法人の目的は、会社がPRB報告の作成にあたり適用されたアプローチそのものを評価することではなく、会社のプロセス、活動、およびその結果に関する記述が、会社によりとられたアクションを十分に反映しているかどうかを評価することである。会社が「PRB」の要件に合致し、そのコミットメントを果たしているかどうかについての個別の評価は、UNEP FI事務局内のレビュー専門家が行う。

結論

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、2023年4月1日から2024年3月31日までを対象とする会社のPRB報告と指標が規準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

*1 International Auditing and Assurance Standards Board

*2 International Ethics Standards Board for Accountants

（注）上記の保証報告書の原本は当社（WEB情報作成会社）が別途保管しております。